#### 厚生労働科学研究費補助金

## 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業 ワクチンの品質確保のための国家検定に関する研究

#### 分担研究報告書

#### 国際的動向と我が国の国家検定制度

加藤	篤	国立感染症研究所	品質保証・管理部	部長		
落合	雅樹	国立感染症研究所	品質保証・管理部	室長		
		国立感染症研究所	品質保証・管理部	主任研究官		
		国立感染症研究所	品質保証・管理部	主任研究官		
近田	俊文	国立感染症研究所	品質保証・管理部	主任研究官		
	落合内藤調藤田野	落合 雅樹 内藤誠之郎 藤田賢太郎	加藤篤国立感染症研究所落合雅樹国立感染症研究所内藤誠之郎国立感染症研究所藤田賢太郎国立感染症研究所近田俊文国立感染症研究所	落合 雅樹 国立感染症研究所 品質保証・管理部 内藤誠之郎 国立感染症研究所 品質保証・管理部 藤田賢太郎 国立感染症研究所 品質保証・管理部		

研究要旨:ワクチン、抗毒素および血液製剤等は医薬品医療機器等法に定める特別な医薬品として、製造販売承認がされた後でもロット毎に国家検定に合格しなければ市場に出すこと(ロットリリース)ができない。国家検定は国際的にも国が行わなければならない基本的な行為とされている。我が国は、それまで試験中心であった検定の在り方をWHOのガイドラインに従って改め、平成24年10月よりワクチンの国家検定に製造と試験記録の要約(サマリーロットプロトコール:SLP)の審査を加えた。これにより、試験と書類審査の二つで検定の結果を判定することになった。SLP審査の導入から4年余が経過し、国家試験と自家試験記録だけでは得られなかった製造に関する情報が蓄積でき、その重要性が認識された。今またWHO は医薬品、医療機器全般に渡る国が負うべき新たな国際標準としての責任の履行を各国に求めようとしている。そこで、WHO 地域事務局の専門家を招き、今までの日本のワクチンに係る国際貢献を示しつつ、今後の国際的動向を国内で共有する目的で国際ミニシンポジウムを開催した。

#### A. 研究目的

生物学的製剤の多く(ワクチン、抗毒素、 血液製剤等)は医薬品医療機器等法(旧薬事 法)の第43条の規定により"厚生労働大臣 による「高度の製造技術や試験法を必要と する」医薬品"と指定され、医薬品の製造 販売承認に加えて製造された単位(ロット) 毎に国家検定に合格しなければ、市場に出 すこと(以降、ロットリリースと呼ぶ)がで きない。

ワクチンのロットリリースが始まって以

来、我が国は一貫してワクチンには「高度 の製造技術や試験法を必要とする」という 理由により、製造販売業者の自家試験記録 は参考に留め、国による独立した試験を主 体とした検定制度を採用してきた。一方、 WHO は各国の専門家の意見を集約し、様々 な技術レベルにある世界の国々のワクチン のロットリリース手順の共通化を目指して 「ワクチンのロットリリースガイドライ ン」を策定した。この中で注目すべきこと は、ロットリリースの際には製造と試験記 録の要約(サマリーロットプロトコール: SLP)を申請者から国の規制当局に提出させ、 製造業者の製造及び試験が承認書通りに行 われ、尚かつ当該ロットが規格を満たして いるかを規制当局が書類で審査する方式 (SLP 審査)の履行を基本とした点である。 WHO はこのロットリリースガイドライン(以 後、WHO ガイドライン)を広めるため国際評 価団(WHO 本部の国際専門家をリーダーとし、 それに各国から選抜された専門家を加えた 多国籍なチーム)を組織し、各国のワクチン 規制当局を訪問して、その国がWHO ガイド ラインに定める方式に合致するか否かを実 地調査し、評価する活動を進めている。

我が国は、それまでは試験主体であった 国家検定を見直し、平成 23 年の WHO 評価団 訪問時に WHO ガイドライン履行のための工 程表を示した。そして翌平成 24 年 10 月よ り、薬事法施行規則(当時)を一部改正して 正式に国家検定に SLP 審査を加えた。本報 告書では、それから4年余が経過して得ら れたワクチンの SLP 審査制度の状況をまと め、今年度は特に WHO 地域事務局専門家を 交え、WHO の評価方法の改訂等、新たな国 際的枠組みの構築についてシンポジウムを 開いて話し合った内容についてまとめた。 将来の国家検定のあり方については、落合 研究分担者の項を、ワクチンで始まった SLP 審査を血液製剤にまで広げることの利点に ついての検討は、浜口研究分担者の項を参 照されたい。

### B. 研究方法

国家検定結果

平成24年にワクチンでSLP審査が始まっ て以降も、それまで同様多くの国家検定が 実施されている。国家検定における試験、 SLP 審査の結果をまとめた。

マネジメントレビュー総括

我が国が医薬品査察協定及び医薬品査察 共同スキーム(PIC/S)への加盟申請を決め た平成24年以降、国立感染症研究所(以後、 感染研)の国家検定、収去検査を扱う部門 は、WHOガイドラインに加えてISO17025に 準拠した体制を構築することになった。そ れに従い、毎年1回感染研所長による検定 検査部門のマネジメントレビューを行うこ とになった。マネジメントレビューのレビ ュー項目のひとつとして、国家検定の結果 を通知するまでの期間(標準的事務処理期 間)がある。このレビューを通じて得られ た SLP 審査による照会時間について結果を まとめた。

#### WHO 地域事務局の専門家の招聘

SLP 審査は、WHO にある生物学的製剤の標 準化に関する専門家委員会 (Expert Committee on Biological Standardization, ECBS)で決められ、WHO 総会で承認された「ワ クチンのロットリリースガイドライン」に 沿って我が国にも導入されたものである。 この履行状況を確認するため、WHO はパー ソナルコンピュータ上で動く評価ツールソ フトを開発し、各国に自己診断させるばか りでなく、自らも評価団を派遣し実際に各 国を評価している。2015年以降、新たな国 連主体の枠組みが承認され、WHO もこの枠 組みに沿って評価ツールソフトを変更した。 そこで、新たな国際的な枠組みと新たな評 価ツールについて聞く国際ミニシンポジウ ムを開催し、今後の我が国の方向性を考え

る材料とした(資料1)。

産官ワクチン国際協力

我が国は JICA(独立行政法人国際協力機 構)を介して東南アジアの国々にワクチン 製造施設建設及びワクチン製造技術の支援、 並びに GMP に準拠した管理方法の支援等を 行って来た。そこで、本研究班とJICA と共 催、かつ日本ワクチン産業協会の協力の下、 我が国の国際支援の具体例を国際ミニシン ポジウムの中で紹介し、今後の支援のあり 方について WHO 地域事務局専門家を交えて 議論した(資料1)。

#### C. 研究結果

WHOとSLP 審査

WHO はワクチン生産国から指定したワク チン(prequalified vaccine)を買い上げ、 UNICEF(国際児童基金)を通じて発展途上国 に供与している関係から、第一にWHO 指定 ワクチン生産国に、第二にワクチン供給国 にWHO ガイドラインの遵守を強く求めてい る。ワクチンは国の保健衛生上の施策によ り健康な人に接種する関係上、ガイドライ ンはワクチンを市場に出す場合には、国に よる製造販売承認の他に、製造ロット毎に 国の審査(検定)を求めており、その際、 基本となるのは製造販売業者に提出させる 「製造と試験記録の要約書」(SLP)の審査

表過と記録記録の安約書」(3LF)の審査 であるとしている。

我が国は、WHO 指定ワクチン生産国であ る。そこで、それまで試験中心であった検 定の在り方をガイドラインに従って改める ため、平成23年4月に厚生労働省医薬食品 局監視指導・麻薬対策課から出された事務 連絡「薬事法施行規則の一部改正等に関す

るご意見の募集について」により行程を示 し、次に平成23年7月4日の薬事法施行規 則を改正する省令により従来の試験に加え、 SLP 審査を開始した(施行は平成 24 年 10 月 1日)。審査が開始されて4年余が経過した。 平成 23 年度から 28 年度(平成 29 年 1 月ま での時点)で検定不合格が出されたのは、7 件である(平成 23 年度に 2 件、平成 24 年 度に1件、平成26年度に1件、平成28年 度に3件)。このうち3件は試験結果が規格 を満たさなかったものであるが、残り4件 は試験結果で適合であったものの、SLP 審 査で不適と判定されたものである。この様 に、SLP 審査は既に試験だけでは見抜けな いロットに存在する品質的問題点を検定の 場に提供している。

PIC/S 加盟とマネジメントレビュー

SLP 審査が正式に始まった年と同じ平成 24年、厚生労働省は日本国として PIC/S へ の加盟申請を行うことを決め、様々な努力 の末、平成 26 年 5 月に厚生労働省、PMDA、 47 都道府県を対象としてメンバー入りが承 認された。PIC/S 加盟に伴い感染研の国家 検定、収去検査を扱う部門は、公的医薬品 試験検査機関(OMCL:Official Medicine Control Laboratory) として ISO/IEC 17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般 要求事項)に準拠した品質運用管理体制 (QMS: Quality Management System)を構築 することが求められた。その一つがマネジ メントレビューである。毎年1回感染研所 長が、検定検査部門の業務の総括を行い、 業務の健全性を評価して、必要と判断され る部分に適切な改善処置を講ずるものであ る。

マネジメントレビューのレビュー項目の ひとつに、国家検定の結果を通知するまで の期間(標準的事務処理期間)がある。平 成 24 年度は 1,240 の検定件数中 98 件 (7.9%)が期間を超過していた。平成 25 年度は 1,014 の検定件数中 109 件(10.7%) 平成 26 年度は 957 の検定件数中、65 件 (6.8%) 平成 27 年度は 956 件中 64 件 (6.7%)が期間を超過していた。平成 27 年度 発生した 64 件の内、47 件は再試験や SLP 記載事項について製販業者に照会したこと によるものであった。

#### 国際的枠組みの変化

2000 年の国連総会でこの先 15 年計画と してミレニアム開発目標が採決され、それ に従い保健分野を司る WHO はグローバルワ クチン行動計画を掲げ、加盟各国と共にワ クチンで防げる疾病対策に取り組んできた。 そのために必要なワクチンの品質確保は重 要な課題であり、WHO はワクチン行政に係 る国の能力を客観的に評価する道具として アセスメントツールを開発し、各国に自己 チェックさせるだけでなく、WHO 自ら国際 評価団を組織、派遣して行動計画を推し進 めていった。この活動のなかで、我が国も SLP 審査を国家検定に導入し、それにより WHO から我が国はアセスメントツールにあ るすべての必須項目を満たし、 「Functional」と認定された。

2015 年の国連総会で、次の 15 年計画と して持続可能な(sustainable)開発目標が 採択され、WHO はユニバーサル・ヘルス・ カバレッジを新たな目標に掲げた。この活 動のなかで、従来ワクチンに特化したアセ スメントツールが医薬品、医療機器にまで 拡大され、医薬品安全監視 (Pharmacovigilance)の観点から評価項目 が変更されることになった。従来 「Functional」か否かで評価されていたツ ールが、「Maturity level(成熟度)」として 評価されることになった。この点について WHO 西太平洋事務局の専門官を招いてシン ポジウムの場で議論し、今回の改訂の基本 はリスクベースの考え方であり、この考え 方に沿った体系を導入しているか否を段階 的に成熟度として評価するシステムである ことが紹介された(**資料2**)。

#### NCL ネットワークの必要性

ワクチン、血液製剤等の品質試験のうち、 生物活性を測定する試験には、標準品の設 定が必要である。さもなければ、世界的な ワクチン品質を設定、評価することは困難 である。そのため WHO は従来から多くの国 際標準品を設定し、必要に応じてそれらを 国際標準品の保存管理機関から配布する活 動を続けている。

各国の国立試験機関(NCL)は国際標準品 を基に改めて国内標準品を作るなどし、製 品品質を国際的尺度に照らし合わせて評価 している。国際標準品の無い試験について は、国際的尺度で比較、評価することがで きないことから優先順位を設けて国際標準 品の設定が求められる。その前段階として 共通の疾病ワクチンを抱える国が NCL ネッ トワークを作り、地域標準品を作る事の重 要性が WHO 南東アジア地域事務局の専門家 から紹介された(資料3)。

#### 産官ワクチン国際協力

我が国は JICA を介して、日本ワクチン産

業協会の会員である一般財団法人阪大微生 物病研究会のインドネシアワクチン製造施 設建設プロジェクト、北里第一三共ワクチ ン株式会社によるベトナムワクチン製造施 設建設プロジェクトが永年に渡って続けら れており、施設完成後の製造のノウハウ、 GMP 対応等も技術支援していることが紹介 された。また、JICA からは国際予防接種ア クションプランと JICA の取り組みについ ても紹介された。国際支援のあり方につい て WHO 西太平洋地域 (ベトナム所属) 事務 局及び南東アジア地域(インドネシア所属) 事務局の専門家を交えて意見交換した。

#### D. 考察

SLP 審査導入による変化

SLP 審査の本格導入直前の平成 24 年度は 7.9%(検定件数 98/1,240件)が"単純" に事務処理期間を超過していた。一方、本 格導入された一年目の平成 25 年度では 10.7%、平成 26 年度は 6.8%、平成 27 年度 は 6.7%が期間を超過していた。平成 25 年 度に一過性の上昇が見られたが、その後は SLP 審査導入前と同一水準で推移しており、 SLP 審査の導入前後で著しい単純事務処理 期間の上昇は認められない。感染研と業界 側双方で比較的スムースに進められるよう になったと解釈された。

検定結果に目を向けると、平成23年度か ら28年度(平成29年1月までの時点)で7 件の不合格がある。このうち4件は試験結 果では適合であったものの、SLP審査で不 適と判定されたものである。SLP審査導前 にした審査の有効性に関する懐疑的意見と して、「そもそも明らかに書類上に不備があ るものは検定品として出されてこないだろ う」と言うものがあったが、実際にはこの 様に出されており、製造販売承認業者のチ ェックをすり抜けてくる事例があることが 判った。SLP は既にロット毎のワクチン品 質情報を適切に検定の場に伝えており、も し問題点が見つかれば、適当な処置を講じ られる様になっている。この点で、SLP 審 査は従来からの検定試験とともに有用な検 定手段であると判断された。

#### 国際的枠組みの変化

新たな 15 年計画として持続可能な (sustainable)開発目標が国連で採択され、 WHO はユニバーサル・ヘルス・カバレッジ を保健分野の新目標に据えた。従来ワクチ ンに特化した WHO 評価ツールは、グローバ ル・ベンチマークツール(GBT)として生まれ 変わり、対象が医薬品、医療機器にまで拡 大され、尚かつ評価項目も変更された。従 来、WHO 評価ツールは、1. 承認審査、2. 副 反応情報、3. ロットリリース、4. 試験検 査、5.GMP 査察、6.臨床評価の6項目を 評価して適否を判断していたが、新しいシ ステムでは医薬品等に於ける 1. 国の規制 政策、2. 承認審查、3. 安全監視、4. 市場 検査と市場管理、5.施設認定、6.GXP(GCP、 GLP、GMP) 查察、7. 試験検查、8. 臨床試 験監視にワクチン用として 9. ロットリリ ースを加えた 8+1 項目となり(図1)、これ らを「Maturity level (成熟度)」として評 価することになった(図2)。

今後、この GBT を使って自国の評価を行 い WHO の動向を見ながら対応していく必要 があろう。医薬品全般に拡大された WHO の ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに対応 するには、医薬品食品を扱っている Food and Drug Administration (FDA)の様な組織 は対応し易いが、我が国の感染研のように ワクチン、血液製剤等に特化した組織では 対応範囲を超えており、今後、厚生労働省 を中心にして他の機関と連携して WHO に対 応していく必要がある。

NCL ネットワークの必要性

ワクチン、血液製剤等の品質をグローバ ルに評価するには国際標準品の設定が必要 である。しかしながら、世界的に共通する 疾病に対するワクチンの国際標準品は比較 的容易に設定に結びつけられるが、地域性 の高い疾病対策ワクチンは、設定の優先順 位が下がってしまうのが実情である。その ためには地域毎の NCL が協力し地域標準品 を設定していく試みが有効であろうと WHO 南東アジア事務局は考えている。

我が国の日本脳炎ワクチンの国内参照品 は、過去に何度も他国に供与されており、 実質的に地域標準品に近い所に位置してい る。しかし、日本脳炎流行国で使われてい るワクチンは様々であり、必ずしも同じで はないので、我が国以外のワクチン生産国 の協力のもと、使用されているワクチンの 種類だけ地域標準品を設定していくのが望 ましい。

このような事例を通して各国 NCL 連携を 深め、WHO が推進するユニバーサル・ヘル ス・カバレッジに貢献しつつ、各国の国家 検定システムの調和を図って行くのが望ま しいと思われる。

#### 産官ワクチン国際協力

ー般財団法人阪大微生物病研究会のイン ドネシアワクチンプロジェクトにより、現 地でポリオワクチンが製造され、北里第一 三共ワクチン株式会社によるベトナムワク チンプロジェクトにより現地で麻疹・風疹 混合ワクチンが製造されている。多くの現 地技術者と日本の技術者が交流し、人間的 絆ができあがっている。ワクチンは国家の 危機管理上の重要な位置を占めており、こ こで得られたノウハウは更に発展するもの と期待される。我が国の国際貢献は WHO の 様な国際的舞台の場を利用してアピールし てよい事と思われる。

世界のワクチン市場(売り上げ)は4大メ ガファーマが席巻する様相を呈している。 この一方でUNICEFに買い上げられるWHO指 定ワクチンはインド、中国が製造するワク チンが多く占めるようになっており、付加 価値の高いワクチンと低価格ワクチンの二 極化が進んでいる。この様な中で、品質的 に優秀な我が国のワクチンを製造技術と品 質管理技法とセットで国際協力により展開 していくのは供与国にも利点のある事と思 われる。我が国の国家検定制度の国際的視 点による見直しを急ぐ必要がある。

#### E. 結論

WHO はロットリリース手順の国際化、証 明制度の共通化がワクチン価格の抑制と ワクチンの品質確保並びに、ワクチンの迅 速供給に重要と考えて推進している。我が 国は平成24年10月からSLP審査を運用し、 4年余が経過した。この間、SLP審査によ る不合格判定事例も経験し、製品の品質に 対する理解が増えてきている。この一方で WHO は新たな15年計画ユニバーサル・ヘ ルス・カバレッジを掲げ、GBTの利用を各 国に求めている。過去のワクチンに係る国 際貢献を踏まえ、我が国の国家検定制度の 国際的視点による見直しが必要である。

## F. 研究発表

- 1. 論文発表 なし
- 2. 学会発表 なし

## G. 知的財産権の出願・登録状況

- 1. 特許取得 なし
- 2. 実用新案登録 なし
- 3. その他 なし

## 謝辞

国際ミニシンポジウムの開催に於きまし て協力いただきました一般社団法人日本ワ クチン産業協会、並びに共催してくださっ たJICAの関係者の皆様に厚く御礼申し上げ ます。また、シンポジウムのお手伝いをご 快諾くださった国立感染症研究所の内田孝 子氏に感謝申し上げます。



図 2 WHO の評価ツールによる評価方法

# **Updated Figures of the WHO GBT**

Item Function	NRS	RMA	PVL	MSC	LIC	INE	LAT	сто	LTR	Grand Total
Number of Sub-Indicators	62	33	25	26	20	29	37	32	24	288
Sub-Indicators measuring maturity level 1	4	5	4	0	2	3	3	2	2	25
Sub-Indicators measuring maturity level 2	6	3	2	5	1	2	2	7	4	32
Sub-Indicators measuring maturity level 3	24	19	14	14	13	15	26	17	15	157
Sub-Indicators measuring maturity level 4	28	5	5	5	4	6	6	6	2	69
Sub-Indicators measuring maturity level 5	0	1	0	0	0	3	0	0	1	5

Ministry of Health, Labour and Welfare Grant-in-Aid for Scientific Research Project 'Research on the National Lot Release System for Vaccine Quality Control "

No Charge / No Registration / Capacity: 80 seats English Cooperative Program with 2016 JICA "The Strengthen NRA Functions for Vaccine Regulation" Co-Host by : Research Project Group of National Institute of Infectious Diseases (NIID), and Japan International Cooperation Agency (JICA) Cooperator : Japan Association of Vaccine Industries (JAVI)

Date :Wednesday, 18 January, 2017 9:30 - 12:30 Venue:National Institute of Infectious Diseases (NIID) Toyama, Main Conference Room,

# Vaccine, Its Quality, Safety, Efficacy and International Cooperation

- View points from NCL and matters what Japan can learn. National Lot Release System of Japan and its future Atsushi Kato (NIID, Director)
- View points from WHO Western Pacific Regional Office International Quality and Regulation of Vaccines by WHO (TBD) Syed Shah, (WHO WPRO, Consultant)
- View points form WHO South East Asia Office NCL Network and International Quality of Vaccines Martin Eisenhawer, (WHO SEARO, Medical Officer)
- View points from manufacture, International cooperation case 1
   Over 25-year Cooperation for Vaccine Manufacturing in Indonesia
   Hiroyuki Fujita (BIKEN, Assistant Director/Business development division, Division Manager)
- View points from manufacture, International cooperation case 2
   Technology Transfer for Vaccine production in Vietnam
   Yasuhiro Tsuchida (Kitasato Daiichi Sankyo Vaccine Co., Ltd., Corporate business management department, Senior Director)

GMP Education in Technology Transfer for Vaccine production in Vietnam Tsuguo Sasaki (Musashino University, Visiting Professor)

 View points from the promoter for international cooperation
 Global vaccination action plan and JICA's effort
 Mitsuo Isono (Japan International Cooperation Agency (JICA), Senior Advisor on Health)

(Information Desk) NIID, Department of Quality Assurance and Radiological Protection T. Uchida (uchida-t@niid.go.jp) 、 Tel: 042-848-7111







#### Pharmacovigilance system

- A system used by NRA to register all medical products & service delivery. Through established system monitoring the safety, quality and effectiveness of medicinal products (including vaccines) and <u>detect any change to their riskbenefit balance.</u>
- NRA continuously improve it's system to fulfil its legal tasks and responsibilities in relation to pharmacovigilance (regulatory over sight and implementation)
- 3. Pharmacovigilance system master file (PSMF), a detailed description of the pharmacovigilance system used by the marketing authorization holder with respect to one or more authorized medical products monitor safety, quality and effectiveness in the public health programs.
- 4. PV database: PMS safety data mining

#### Good Pharmacovigilance Practices (GPV)



Good pharmacovigilance practice is the minimum standard to register (all pharmaceutical products; produced domestic & foreign) and regulate oversight & monitor safety, quality and effectiveness of medical products including vaccine.

Legal provisions and a set of guidelines for the conduct of PV in **a country**, drawn by its competent authority (i.e. NRA) in cooperation with other interested parties described in GBT2015 fact sheet).







 Patient
 • Patients needs; healthcare professionals and the public in relation to the safety of medicines should be met

 • Patient
 • Upper management should provide leadership in the implementation of the quality system and motivation for all staff members in relation to the quality objectives

 • Management
 • All persons (competent) involved with the entire organization should engage in continuous quality improvement following the quality cycle (PDCA).























## 【資料2】













【資料3】





